

個人情報保護制度の見直しポイント

《国からの指針》

- ◎～条例で定める必要がある事項
- ～必要に応じて条例で定めることが考えられる事項
- △～条例で定めることを妨げるものではない事項
- －～各地方公共団体の判断

- （仮称）石狩市個人情報の保護に関する法律施行条例（新規制定）、
石狩市情報公開・個人情報保護審査会条例（一部改正）

《諮問内容》

整理番号	内容	国からの指針	予定条例
1	開示請求の手数料 ・法律第89条第2項に基づく開示請求に係る手数料については、無料とし、公文書の写しの交付を受ける者はコピー代等の実費を負担しなければならないものとします。〔条例第23条と同旨〕 〔国は請求につき1件の手数料～オンライン:200円、その他:300円、+写し:郵送料〕	◎	施行条例
2	開示決定等の期限 ・法律第83条第1項に基づく保有個人情報の開示請求に係る開示決定等の期限は、条例第19条第1項と同様に14日以内〔法律では30日以内〕と規定します。	○	施行条例
3	開示決定等の期限（大量請求など） ・法律第84条に規定する開示請求に係る保有個人情報が著しく大量である場合、開示請求があった日から44日以内〔法律では60日以内〕にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、市の機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りることとします。	○	施行条例

4	<p>個人情報保護法と情報公開条例で定めている 不開示情報の調整</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法律第78条第2項ハに規定する公務員の職務の遂行に係る情報であるときは、その職務遂行者の「氏名」について、情報公開条例別表と同様に「開示」の取扱いとします。 	○	施行条例
5	<p>運用状況の公表</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市長は、毎年、市の機関における法律の運用状況を取りまとめ、これを公表するものとします。〔条例第6条と同旨〕 	△	施行条例
6	<p>審査会への諮問事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国からのガイドライン等により、個人情報の取得、利用、提供、オンライン結合等について、典型的に審議会等への諮問を要件とする条例や法律の内容と重複する条例を定めてはならないとされたことから、今後は、開示決定等やその不作為に係る審査請求について諮問することとなり、関係条文を整理します。 	—	審査会 条 例

《その他》

ア	<p>条例要配慮個人情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法律第60条第5項により、地域の特性等に応じ、その取扱いに特に配慮を要するものを「条例要配慮個人情報」として条例で定めることができますが、市では、そのような情報は想定していないことから、現時点では定めない方向で考えています。 	○	
イ	<p>個人情報ファイル簿と個人情報事務登録簿</p> <ul style="list-style-type: none"> ・条例第7条で定められていた「個人情報事務登録簿」が、法律第75条に規定する「個人情報ファイル簿」に変更となり全国統一の様式となります。 	△	
ウ	<p>行政機関等匿名加工情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政機関等が保有する個人情報を、個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、特定の個人が識別できないように加工して匿名加工情報を民間事業者に提供する制度が導入されます。〔法律第5章第5節〕 <p>都道府県と政令指定都市が令和5年4月からの施行ですが、市町村は、当分の間実施しないこととされています。</p>	—	